



2025年10月10日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長兼最高経営責任者
此下 竜矢
(コード番号 5103 スタンダード市場)
問合せ先 取締役兼最高執行責任者兼
最高財務責任者 庄司 友彦
(TEL. 04-7131-0181)

**当社（監査等委員である取締役を除く）取締役の
地位確認等請求訴訟についてのお知らせ**

当社は、2025年9月26日付「当社（監査等委員である取締役を除く）取締役の地位確認等請求訴訟の判決についてのお知らせ」にて、当社の取締役の地位確認を行う訴訟の判決についてご報告しておりました。

本日、東京高等裁判所に当該訴訟について控訴を行いましたので、ご報告いたします。

1. 控訴をした裁判所、及び控訴日
(裁判所) 東京高等裁判所
(控訴日) 2025年10月10日

2. 控訴の内容

本件訴訟では、2021年6月25日（金）に当社第120回定時株主総会において、動議で提案された（監査等委員である取締役を除く）取締役6名（ニコラス・ジェームズ・グロノウ、細野敦、外国人個人2名、個人2名）（以下、「動議対象者」と言います）が取締役であること、並びに当社の現取締役（監査等委員である取締役を除く）4名（此下竜矢、庄司友彦、渡邊正、戸谷雅美）が取締役ではないことの確認を求めて動議対象者から当社に対し訴訟が提起されておりました。

2025年9月26日の判決では、原告の請求が認められ、動議対象者6名が当社の取締役としての権利義務を有する地位にあること、及び、現取締役（監査等委員である取締役を除く）のうち、此下竜矢、庄司友彦、渡邊正、戸谷雅美の4名は、当社の取締役及び取締役としての権利義務を有する地位にないことを確認するとの判決が言い渡されました。

当社といたしましては、2021年7月15日付「当社監査委員会による第120回定時株主総会における議決権及び運営に関する調査結果に関するお知らせ」に記載の通り、2021年6月25日に開催した当社第120回定時株主総会は、取締役の選任を行う為の議決権定足数を満たしておらず、動議が採択されなかったと当社

は判断しておりますので、裁判所に当社の主張を理解していただくべく控訴することといたしました。

3. 今後の見通し

本日、当社は、東京高等裁判所に控訴状を提出しておりますが、引き続き第一審判決の精査を行い、控訴理由書を提出することとなります。当該訴訟の判決が確定するまでは法の定めに従い、権利義務取締役であります現任取締役が当社の運営を行うこととなりますので、当該訴訟については、控訴審で当社の主張を正しく理解していただけるよう最善を尽くしていくとともに、当社グループの企業価値向上に邁進してまいります。

株主の皆様、投資家の皆様には大変ご心配をおかけして誠に申し訳ございませんが何卒ご理解いただけますようお願い申し上げます。

以上